

兵庫県公報

平成21年7月17日 金曜日 第2099号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部解除（水質課）	2
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	2
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	3
公安委員会告示	
○ 平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部改正	3

告 示

兵庫県告示第833号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 円山川右岸土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 篤 美	豊岡市引野509番地
同	由 良 嘉 巳	同 市引野946番地
同	赤 木 一 典	同 市引野551番地
同	武 中 勝 利	同 市引野494番地
同	由 良 浅 男	同 市引野101番地
同	丸 岡 勲	同 市中郷1568番地
同	林 敏 昭	同 市日高町西芝496番地
同	木 村 悟	同 市日高町西芝500番地
同	河 田 武 夫	同 市日高町西芝418番地の10
監 事	花 原 義 明	同 市引野1034番地の3
同	井 戸 誉 之	同 市中郷1647番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 篤 美	豊岡市引野509番地
同	由 良 嘉 巳	同 市引野946番地
同	赤 木 一 典	同 市引野551番地
同	武 中 勝 利	同 市引野494番地
同	由 良 浅 男	同 市引野101番地
同	丸 岡 勲	同 市中郷1568番地
同	林 敏 昭	同 市日高町西芝496番地
同	木 村 悟	同 市日高町西芝500番地
同	上 倉 勝	同 市日高町西芝384番地
監 事	木 村 基 之	同 市引野545番地

同	西 村 文 男	同 市中郷1550番地
2 兵庫県揖保川岩浦土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	榊 田 正 一	揖保郡太子町老原129番地の1
同	村 瀬 孝	同 郡同 町常全189番地
同	佐々木 順一郎	同 郡同 町老原316番地
同	池 田 新 一	たつの市誉田町長真89番地
同	坪 田 喜 八	同 市揖保町山下120番地
同	小 河 忠 之	同 市揖保町栄362番地の1
監 事	中 山 丈 夫	同 市誉田町井上74番地
同	福 水 克	同 市龍野町四箇123番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	池 田 新 一	たつの市誉田町長真89番地
同	坪 田 喜 八	同 市揖保町山下120番地
同	柳 生 正 弘	同 市揖保町門前241番地
同	村 瀬 孝	揖保郡太子町常全189番地
同	三 輪 進	同 郡同 町宮本129番地1
同	佐々木 稔 郎	同 郡同 町老原396番地1
監 事	尾 西 廣 信	たつの市龍野町大道252番地
同	富 岡 宏 文	揖保郡太子町糸井223番地



兵庫県告示第834号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
兵庫県揖保川岩浦土地改良区	平成21年 7月 3日



兵庫県告示第835号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成21年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成19年兵庫県告示第887号により指定した区域のうち、次に掲げる区域の全部
川西市火打1丁目253番の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成21年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付県民局	紛失年月日
漁船以外の船舶	A0865	平成22年 12月3日	尼崎市竹谷町3-130 桜井日出男	阪神南県民局	平成21年 1月3日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年 7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオンタウン太子ショッピングセンター
 所在地 揖保郡太子町東出262番地の1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 代表者の氏名 藤本 昭
 住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 変更事項
 大規模小売店舗の名称
 ア 変更前
 うかいやショッピングセンター
 イ 変更後
 イオンタウン太子ショッピングセンター
- 4 変更年月日
 平成21年 6月5日
- 5 届出年月日
 平成21年 6月26日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 (2) 縦覧期間
 平成21年 7月17日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
 平成21年11月18日
 (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第207号

平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部を次のとおり改正し、平成21年 7月 2

日から運用する。

平成21年 7月17日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

表22の部特定講習の種別の項中「普通免許」の右に「、大型二輪免許、普通二輪免許」を加える。